覚書

伊丹市(以下「甲」という。)と[redacted](以下「乙」という。)は、末尾記載の甲乙境界線上に存する甲乙の共有塀及び甲の越境塀の取り扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。よって、これを証するため本書２通を作成し、各自その１通を保有する。

記

第１条　甲及び乙は、【現況平面図１】記載のとおり、現地において甲乙境界線上に設けられた塀の一部(以下「共有塀」という。)について、その所有者が不明であるため、民法第229条の規定により甲乙の共有物として確認する。

第２条　甲及び乙は、【現況平面図２】記載のとおり、現地において甲所有の塀の一部(以下「越境塀」という。)が乙所有地に越境していることを相互に確認し、これを容認する。

第３条　甲は、越境塀が越境している部分の土地に対して、一切の権利を主張しないものとする。

２　乙は、甲の越境塀が自己所有地を占有していることについて、甲へ損害金、公租公課その他の請求をしないものとする。

第４条　甲及び乙は甲乙境界上に存する共有物及び越境塀の撤去・再築等を行う際は、双方同意を得て当該共有塀及び越境塀について撤去・再築等を行うものとする。

２　共有塀の撤去・再築等に要する費用は、甲乙が等分して負担するものとする。

３　越境塀の撤去・再築等に要する費用は、塀の所有者である甲が負担するものとする。

第５条　甲及び乙は各々の不動産を第三者に所有権移転し、地上権・賃借権その他権利を設定した場合、本覚書に定める事項を当該第三者に書面により承継させるものとする。

第６条　本覚書に定めなき事項については、甲乙誠意をもってこれを解決するものとする。

【物件表示】

甲　所有地	伊丹市野間北２丁目145番４
乙　所有地	伊丹市野間北２丁目145番５

令和8年 8 月 25 日

(甲) 住 所　伊丹市千僧１丁目１番地

氏 名　伊丹市長　中田　慎也

(乙) 住 所　[redacted]

氏 名　[redacted]

月 25 日

位置図

[redacted]

公図

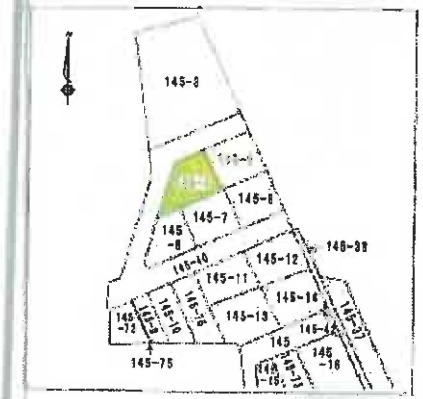

[redacted]

現況平面図

平面図
S=1:200

所在　伊丹市野間北二丁目１４５番４

凡例
境界確定線

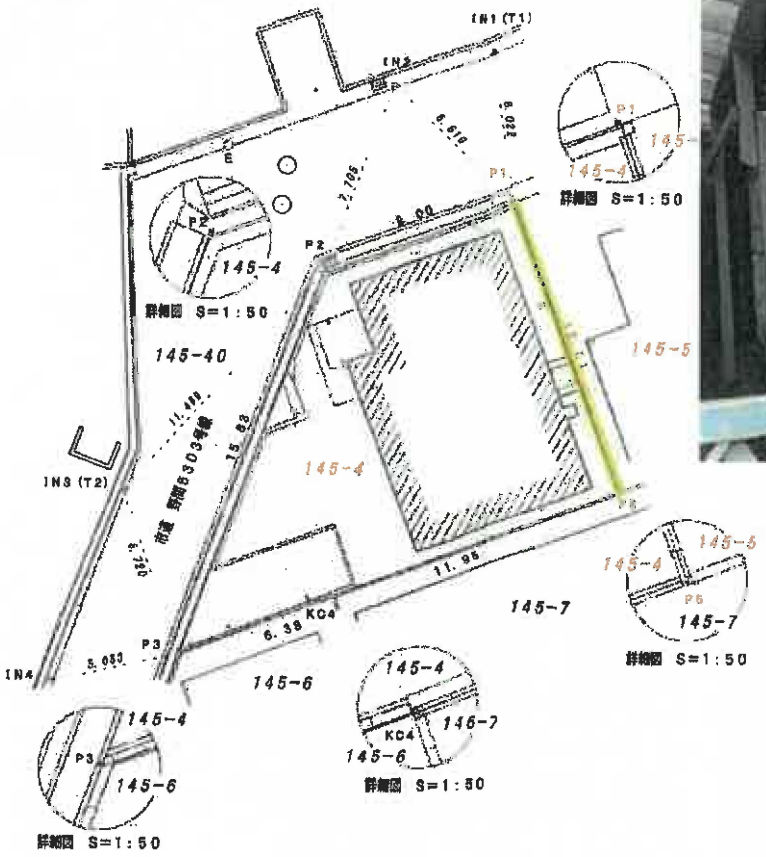

基準点網図 S=1:1000

（世界測地 V系）



共有塀写真



座標リスト				
点名	種別	X	Y	
P1	プレート	-135972.739	97153.826	境界点
P2	プレート	-135975.545	97146.330	
P3	プレート	-135990.416	97140.894	
KC4	現況コンクリート杭	-135988.174	97146.667	
P5	プレート	-135983.980	97158.057	
2A767	金属鋲	-135961.587	97166.696	基準点
2A769	金属鋲	-135995.510	97179.461	
2A746	金属鋲	-135943.366	97215.889	
IN1 (T1)	金属鋲	-135966.790	97152.891	引照点
IN2	金属鋲	-135968.293	97148.934	
IN3 (T2)	金属鋲	-135984.074	97139.661	
IN4	金属鋲	-135981.540	97135.957	

図面名	現況平面図	縮尺	1／200
所在	伊丹市野間北二丁目145番4		
実測年月日	R 8・6・30	立会年月日	R 8・6・23
作製年月日	R 8・7・10	図面番号	8
測量	兵庫県伊丹市瑞穂町１丁目 和泉総合事務所 土地家屋調査士　和泉宏 TEL (072) 783－[redacted]		

位置図



公図

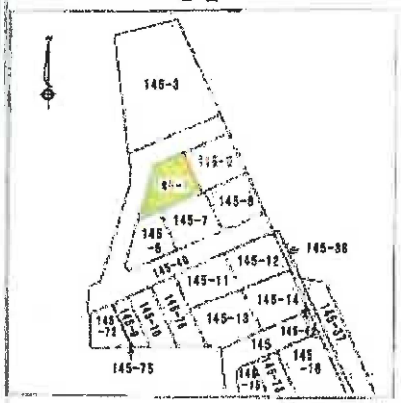

現況平面図

平面図 S=1:200

所在　伊丹市野間北二丁目１４５番４

凡例

境界協定線

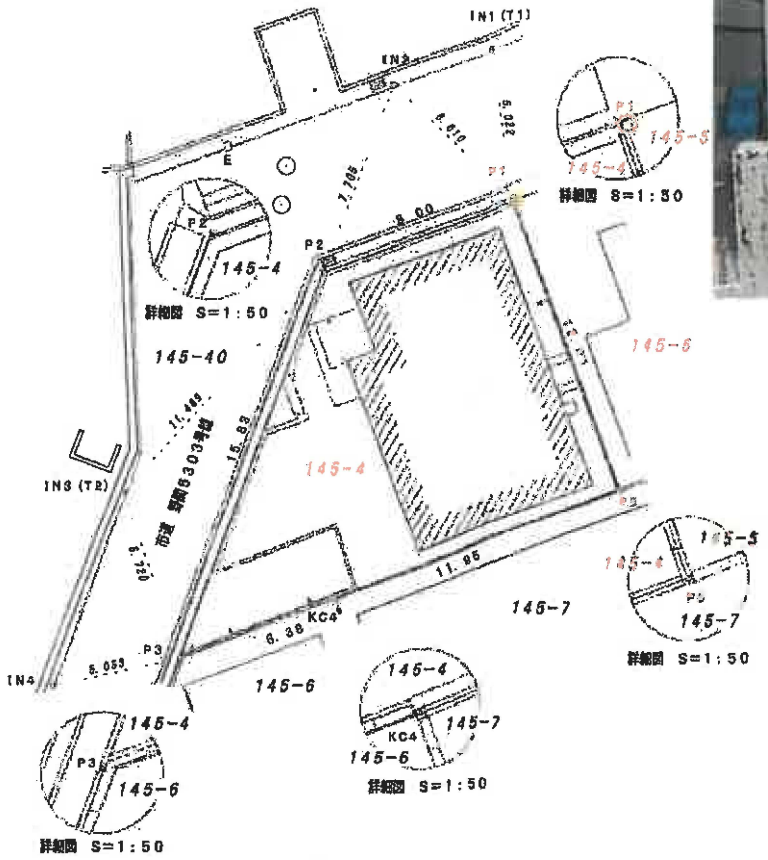

越境塀写真



基準点網図 S=1:1000

（世界測地 V系）

座標リスト

点名	種別	X	Y	
P1	プレート	-135972.739	97153.826	境界点
P2	プレート	-135975.546	97146.330	
P3	プレート	-135990.416	97140.884	
KC4	既設コンクリート杭	-135988.174	97146.867	
P5	プレート	-135983.980	97158.057	
2A767	金属鋲	-135961.587	97165.585	基準点
2A768	金属鋲	-135995.510	97170.461	
2A746	金属鋲	-135943.366	97216.889	
IN1 (T1)	金属鋲	-135966.790	97152.801	引照点
IN2	金属鋲	-135968.293	97148.934	
IN3 (T2)	金属鋲	-135984.074	97138.661	
IN4	金属鋲	-135991.540	97135.957	

図面名	現況平面図	縮尺	1／200
所在	伊丹市野間北二丁目１４５番４		
実測年月日	R 6・6・30	立会年月日	R 6・6・28
作成年月日	R 6・7・10	図面番号	[redacted]
測量	兵庫県伊丹市瑞穂町１丁目 和泉総合事務所 土地家屋調査士　和泉 [redacted] TEL (072) 783-[redacted]		





覚書

伊丹市(以下「甲」という。)と[redacted](以下「乙」という。)は、末尾記載の甲乙境界線上に存する甲の越境塀の取り扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

よって、これを証するため本書２通を作成し、各自その１通を保有する。

記

第１条　甲及び乙は、現況平面図記載のとおり、現地において甲所有の塀の一部(以下「越境塀」という。)が乙所有地に越境していることを相互に確認し、これを容認する。

第２条　甲は甲乙境界際に存する甲が所有する塀の撤去・再築等を行う際は、双方同意を得て当該越境塀について撤去・再築等するものとする。

２　越境塀の撤去・再構築等に要する費用は、塀の所有者である甲が負担するものとする。

３　甲が越境塀を撤去・再構築等する際、乙の土地に立ち入る必要がある場合、乙はこれを承諾するものとする。

第３条　甲は、越境塀が越境している部分の土地に対して、一切の権利を主張しないものとする。

２　乙は、甲の越境塀が自己所有地を占有していることについて、甲へ損害金、公租公課その他の請求をしないものとする。

第４条　甲及び乙は各々の不動産を第三者に所有権移転し、又は地上権・賃借権その他権利を設定した場合、本覚書に定める事項を当該第三者に書面により承継させるものとする。

第５条　本覚書に定めなき事項については、甲乙誠意をもってこれを解決するものとする。

[redacted]

【物件表示】

甲　所有地	伊丹市野間北２丁目145番４
乙　所有地	伊丹市野間北２丁目145番６

令和８年 ８ 月 25 日

(甲)　住　所　　伊丹市千僧１丁目１番地

　　氏　名　　伊丹市長　中川　暢三

(乙)　住　所　[redacted]

　　氏　名　[redacted]

【現況平面図】

位置図



公図

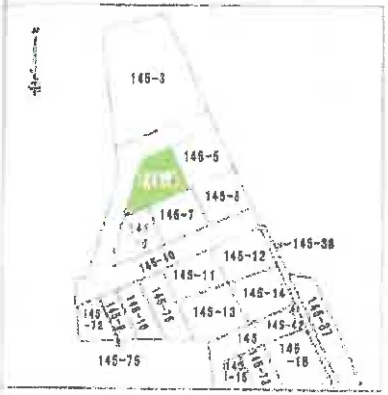

現況平面図

平面図 S=1:200

所在　伊丹市野間北二丁目145番4

凡例

境界確定線

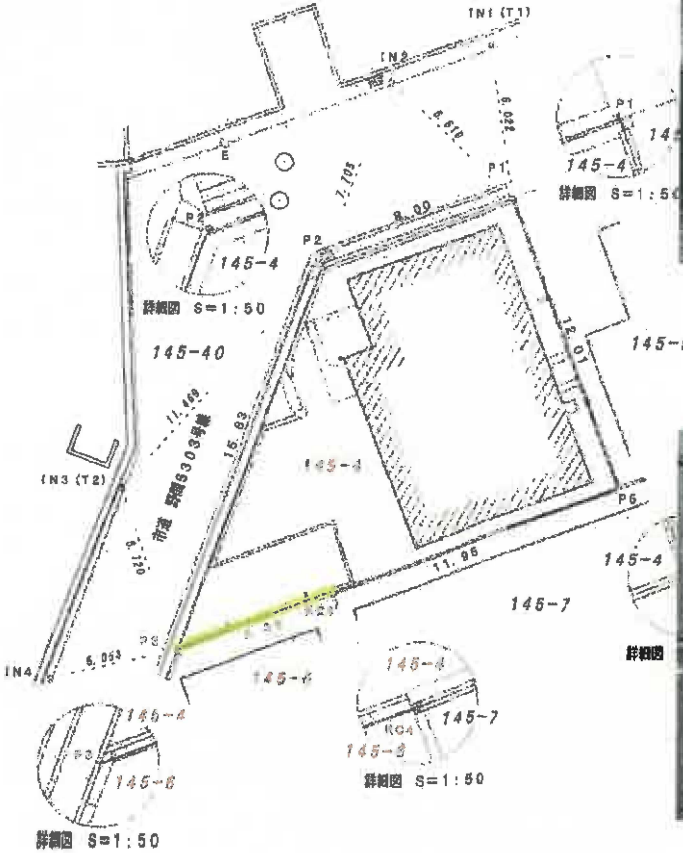

基準点網図 S=1:1000

(世界測地 V系)



現況写真



図面名	現況平面図	縮尺	1／200
所在	伊丹市野間北二丁目145番4		
実測年月日	R 8・ 6・30	立会年月日	R 8・ 6・23
作製年月日	R 8・ 7・10	図面番号	8-
測量	兵庫県伊丹市堀池町1丁目 和泉測合事務所 土地家屋調査士　和泉宏 TEL (072) 783-5		





覚書

伊丹市(以下「甲」という。)と[redacted](以下「乙」という。)は、末尾記載の甲乙境界線上に存する甲乙の共有塀の取り扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

よって、これを証するため本書２通を作成し、各自その１通を保有する。

記

第１条　甲及び乙は、現況平面図記載のとおり、現地において甲乙境界線上に設けられた塀の一部(以下「共有塀」という。)について、その所有者が不明であるため、民法第 229 条の規定により甲乙の共有物として確認する。

第２条　甲及び乙は当該共有物の撤去・再築等を行う際は、双方同意を得て撤去・再築等を行うものとする。

２　共有塀の撤去・再築等に要する費用は、甲乙が等分して負担するものとする。

第３条　甲及び乙は各々の不動産を第三者に所有権移転し、又は地上権・賃借権その他権利を設定した場合、本覚書に定める事項を当該第三者に書面により承継させるものとする。

第４条　本覚書に定めなき事項については、甲乙誠意をもってこれを解決するものとする。

【物件表示】

甲　所有地	伊丹市野間北２丁目 145 番 4
乙　所有地	伊丹市野間北２丁目 145 番 7

令和８年 8 月 25 日

[redacted]

(甲)　住 所　伊丹市千僧１丁目１番地

氏 名　伊丹市長　中田　倩也

(乙)　住 所　[redacted]

氏 名　[redacted]

【現況平面図】

位置図



公図



現況平面図

平面図
S=1:200

所在　伊丹市野間北二丁目１４５番４

凡例
境界確定線

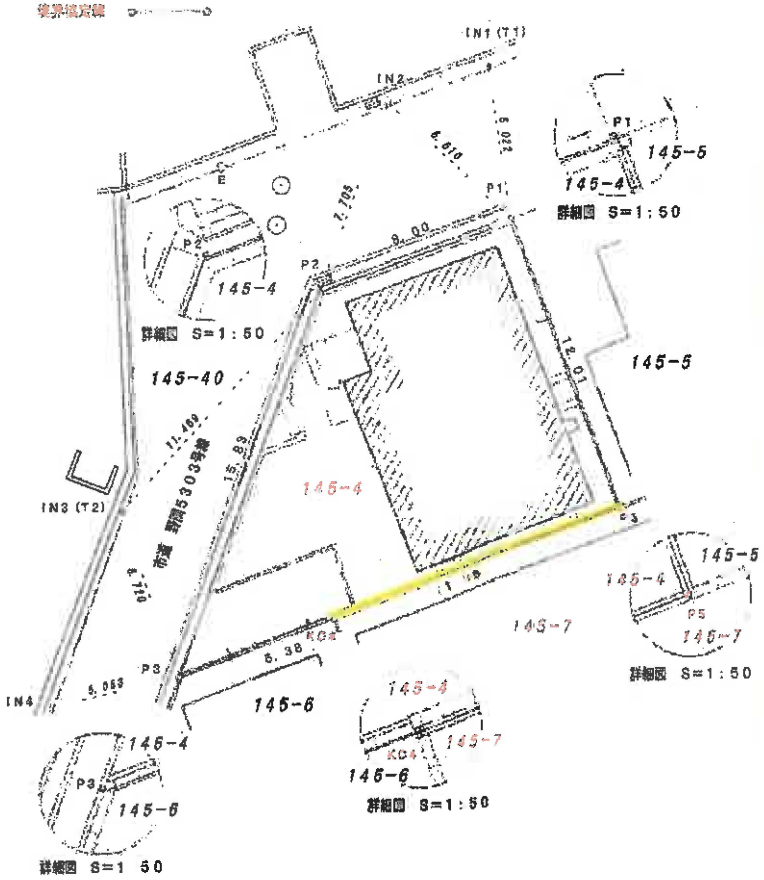

基準点網図 S=1 1000
(世界測地 V系)

現況写真





境界点
基準点
引照点

図面名	現況平面図	縮尺	1／200
所在	伊丹市野間北二丁目１４５番４		
実測年月日	R 8・ 6・30	立会年月日	R 8・ 6・23
作図年月日	R 8・ 7・10	図面番号	8
測量	兵庫県伊丹市池尾町１丁目 和泉総合事務所 土地家屋調査士　和泉宏 TEL (072) 783-5		

